

巻頭言—社会不安のもとでの“魔女狩り”—

私たちの生活において、「魔女」は結構よく登場します。少し古いですが、角野栄子原作の『魔女の宅急便』(1985)は、1989年に宮崎駿監督によって同名でアニメ映画化され、箒にまたがり明るく空を翔るキキ(魔女と普通の人間の間に生まれた少女)の姿が話題になりました。その後、2014年には、小芝風花が主演で実写映画化されています。また、ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)の企画が当たり、いつの間にか10月のイベントとして定着したハロウィンの仮装パーティでは「魔女」のコスプレは、当たり前に行われています。このようにいまでは、「魔女」といっても、ネガティブなイメージが弱まり、あたかも人気アニメのキャラクターでもあるかのように日常の生活に溶け込んでいます。

しかし、他方では「いじめ」などにおいて、とてもネガティブな意味として用いられることもあります。もともと古代ギリシャの時代から「魔女」は存在していたのですが、当初は妖術を使って人助けなどもするポジティブな存在でした。それが悪魔と契約し、人々に災いをもたらす存在として迫害されるようになるのは、中世のキリスト教世界においてです。

ヨーロッパでは、11世紀ころよりローマ教会の権威に異を唱える「異端」派が始めます。そして次第にこうした異端を取り締まるための「異端審問」が強化されていくのですが、このカトリックに対する「異端」とされる人々と、悪魔と通じて人々を破滅に向かわせるとされる「魔女」とが結びつけられて、魔女そのものを見つけ出し、拷問し、自らが魔女であるとの自白を引き出し、火刑にするような「魔女裁判」が、14世紀ころより行われるようになります。フランスとイギリスとの100年戦争において、1429年に劣勢のフランス軍を救ったとされるオルレアンを指揮した少女ジャンヌ・ダルクは、その後イギリス軍に捕らえられ、1431年の「魔女裁判」で有罪となり、火刑にされています(映画『ジャンヌ・ダルク』は、バイオハザード・シリーズで有名なミラ・ジョボヴィッチ主演で1999年に公開されましたが、リアルに当時の残酷な様子が描かれています)。

そして、ヨーロッパでは16~17世紀の時期に「魔女狩り」が猛威をふるうようになります。当時、天候不順による凶作、それに伴い食糧が不足し餓死者などが続出する飢饉、そして伝染病などが蔓延する状況のなかで社会不安が増大していました。社会不安が高まると、人はその原因を探ります。



それが神の意思に背いた「個人の罪」の結果なのか、神に背く「悪魔の仕業」なのか。「個人の罪」だと感じるような心情の持ち主は、多くの場合、実直な暮らしを心がけているので、そうであるにもかかわらず降りかかってくる災いを、もうそれ以上「自分の罪」だと捉えきれずに、別のなにか・だれかを悪者に仕立てあげることで解消しようとしています。そんなとき「神に対抗する悪魔に魂をささげ、その手先として人間をたぶらかす「魔女」に、自らの不安や不満、敵意を投影し、断罪するということが生じます。この時期、ヨーロッパでは自分たちの隣人のなかから「魔女」を探し出す「魔女狩り」がさかんに行われます。そして捕らえた住民を残酷な拷問により、「自白」させて処刑しています。その数はなんと6万人にもおよんだとされています。こうした隣人が隣人を疑い、拷問による「自白」で罪を確定し、断罪するという「魔女裁判」は、法律で禁止されたこともあり、17世紀末から18世紀ころには徐々になくなっていきました。

しかし、これと同じ構造は、その後も、そして21世紀の社会にも残っています。コロナ禍での「自粛警察」しかり、自動車の「他県ナンバー狩り」しかり、SNS上で「悪い奴」の動画を晒して制裁を加える「ソーシャル・ジャスティス・ウォリアー」しかりです。時代や地域、民族、文化、宗教を問わず、社会不安が増大すると「正義」の名のもとに「魔女狩り」が生じます。「正義」は、だれにとっても正しいとされる概念です。でも、この「だれにとっても」という、普遍的な正義は存在しません。私の信じる「正義」が、必ずしも「正義」ではないということを上記の出来事は教えてくれています。正義のもとでの断罪は、もはや正義ではありません。こうしたことに気づき、学び合えるかどうか、コロナ禍を経験している私たちの課題でもあります。KCDラボ代表 松端克文

シリーズ 情勢分析と運営・実践の処方箋

今月のテーマ：支援における適切／不適切の境界

◆児童虐待防止法の改正による「体罰」の禁止

昨年6月に改正された親による子どもへの体罰を禁じた児童虐待防止法と児童福祉法が、今年4月に施行されている。東京都目黒区や千葉県野田市などの親の虐待による子どもの相次ぐ死亡事件を受けての改正である。国は運用における指針において、体罰について初めて定義し、身体の苦痛や不快感を与える行為であるとして、次のように述べている。

「たとえしつけのためだと親が思っても、**身体に何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為(罰)**である場合は、**どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されます。**…略…

しつけとは、**子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為**です。…略…

子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があり、体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。どうすればよいのかを言葉や見本を示す等の本人が理解できる方法で伝える必要があります。

<体罰の具体例>

- ・口で3回注意したが言うことを聞かないので頬を叩く
- ・大切なものにいたずらをしたので長時間正座させる
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように殴る
- ・他人の物を盗んだので、罰として尻を叩く
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えない
- ・掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

(厚生労働省『体罰等によらない子育てのために
～みんなで育児を支える社会に～』2020年2月より)

子どもの成長と発達において、一切の「体罰」は必要ない。国際的には1979年に世界で初めてスウェーデンが体罰を禁止して以降、1990年に発効した国連の「児童の権利に関する条約」に基づき、今日(2019年10月末現在)では、58か国が子どもに対する体罰を法律で禁止している。

◆支援の関係において

さて、これは子どもの虐待をめぐって、加害者が「しつけ」だと抗弁することが多いために、「しつけ」の一環として「体罰」があるのではなく、両者は明確に別物であり、「体罰」を禁止することを強調したものである。

体罰は身体的な暴力はもちろんのこと、精神的な側面における強要も含むものであり、**非対称的な力関係を特徴**としている。つまり、体罰を受ける側には、それを拒んだり、それへの不満を口に出すことが許されず、**体罰をする側は自らの正当性を絶対化し、一方的に強権をふるう**というような構造になっているのである。それだけに体罰と虐待は(虐待のほうがより広い概念ではあるが)、ほぼ同義であるといえる。

とはいうものの親と子ども、あるいは支援者と利用者との関係においては、「体罰」は隣り合わせに存在しているともい

える。公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの調査結果によると、全国の20歳以上の男女2万人の回答者のうち、**しつけのために子どもに体罰をすることに対して、「積極的にすべきである」が1.2%、「必要に応じてすべきである」が16.3%、「他に手段がないと思った時にすべきである」が39.3%で合わせると56.8%にもなっており、「決してすべきではない」が43.3%に留まっている**という結果であった。

こうしたことをふまえると、「体罰禁止」を明確に示すことに加えて、**どのような状況において体罰なり虐待に該当するような接し方が生じるのか**ということを分析し、そうしたことを自覚的に捉え直すことを通じて、**具体的な行動を改めていくような社会的な取り組みが必要**であるといえる。

◆支援における適切／不適切の境界

たとえば、先の<体罰の具体例>で挙げられているような事例の場合、親(支援者)が子ども(利用者)になにかを伝えようとするときに、「『痛み』や『苦痛』を与えないと、人は理解できない」と認識している場合がある。あるいは、「自らもそのように育てられた」という人も多い。

しかし、口で3回注意したが言うことを聞かないのであれば、友人を殴ったのであれば、あるいは掃除をしないのであれば、**そこには「理由」なり「事情」があるはずなので、そのことについて共感的に理解することが先決**である。頭ごなしに力で押さえつけられれば、苦痛は認識できても、そもそもの言動が改まるわけではない。事実として、体罰を含めて虐待を受けると「落ち着きがない」「感情をうまく表現できない」「集団で行動できない」というように、成長や発達に重大な悪影響を及ぼすことが科学的にも明らかになっている。

仮に体罰の理由がその子ども(利用者)をしつけるためだとしても、そのことで子ども(利用者)がまっとうに育つことはなく、**逆に当人の人生に深刻な影を落とす**のである。

確かに「自らもそのようにして育てられてきた」という人もいるし、時代を遡って昭和の時代やそれ以前には「体罰」は日常的にあったともいえる(なお「体罰」という表現は、学校における教師と生徒との関係において用いられることが多かった)。しかし、自らがなにか「よくない」とされることをしたとして、そのことを一方的に叱責される状態と、**なぜそのようなことをしたのか(もっといえば「せざるを得なかったのか」)**ということをじっくりと聴いてくれて、他に方法はなかったのか、これから同じような状況のときにはどうすればいいのかということを一緒に考えてくれる状態を比較してみると、**だんぜん後者のほうがいい**ということに気づくはずである。

年齢や障害の有無などにより必ずしもそうした「対話」ができないこともあるが、**大切なことはそうした姿勢で他者と向き合うことができるか否か**ということである。言葉での対話ができなくても、相手の気持ちを理解しようとすることは可能であるし、**同じ目線で寄り添おう**とすることはできる。支援関係でいえば、この「私」が支援者として、利用者をコントロールしようという「傲慢さ」をもった途端に、「適切な」支援から遠のいていくのである。KCDラボ代表 松端克文(武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授)

2020年度 新任職員研修会

3月23～24日、新型コロナウイルス感染症に留意しながら、今年度の新任職員研修会を実施しました。14名の新任職員が、9時から18時まで2日間にわたって、さまざまな研修に取り組みました。

—プログラム—

23日

- ①福祉専門職として
- ②個別支援計画について
- ③虐待防止と権利擁護について

24日

- ④統括施設長から ～ハンドブックより～
- ⑤就業規則について
- ⑥リスクマネジメントについて
- ⑦接遇・マナーについて
- ⑧リハビリテーション部から
～各療法士の仕事って？～
- ⑨セキュリティについて

初日は、武庫川女子大学教授でKCDラボ代表の松端克文教授による3つの講義とグループワークを実施しました。

最初は『福祉専門職として』の講義です。参加職員には社会福祉士や保育士、言語聴覚士、理学療法士などさまざまな職員がいますが、「職員＝福祉専門職」としての自覚をもつ必要があります。講義では、福祉の意味や社会福祉を学び実践するという、エンパワーメントなどについて学びました。



心身の障害が「障害」となるのは社会関係によってであること、それだけに私たちはその社会の問題を自ら考えていく職員でなければならない、すなわち社会的使命を負っている職員であるということを理解しました。

そこでグループワークは、“目指すべき職員像のキャッチコピーを考えよう”をテーマに、話し合いを進めました。まずは自分自身がどのような支援者になりたいのかということ各自で考え、全員で共有してひとつの職員像をまとめます。

それぞれのグループの結果は、“笑顔を届ける支援者”、“寄り添い話しかけやすい支援者”、ようきかいの文字になぞらえて、“より添い頼られる うまく臨機応変に対応し きもちや変化に気づき受け止める かぞくと利用者さんの笑顔をつくる いい面を引き出すことができる職員”になりました。

次の研修は『個別支援計画について』です。個別支援計画の必要性やその考え方、計画に基づいた支援の構造について



学びました。

アセスメント（見立て）を行い、利用者本人がどのような状態で、どのような支援が必要なのかということを確認する。その際は本人だけを見るのではなく、本人の置かれている状況もきちんと把握することが必要で、利用者本人はなにを望んでいるのかということを探り、本人にとっての最善の利益を考えて、そのつど話し合いながら判断していくことが大切であるということでした。アセスメントの次に、「どのような支援があれば、本人はどのようなことができるのか」という視点で計画を考えていきます。利用者の望む生活を実現するために行う支援の計画なので、かかわる職員が集まって話し合いを重ねることが、よりよい支援につながるということを学びました。

グループワークでは、“これからの支援について考えよう”をテーマに、Aさんの事例について、①どのような課題があるのか ②どのような支援が必要かということ話し合っまとめました。

講師からは、計画に基づいて支援を行う際には、「受容」が大切であるという話がありました。「しっかりと受け止められる」ことによって、信頼する/されるということを学んでいき、他者から受け止められる経験により、情緒が安定していくということでした。一朝一夕では安定はむずかしく、思うような結果にはならないかもしれませんが、それでも信じて受け止めていくことが重要だということを理解しました。



1日目最終の研修は、『障害者施設における虐待防止と権利擁護について』です。専門職としての“誇り”の大切さや、虐待を防ぐ支援の観点について学びました。

専門職としての“誇り”は、「自分にしかできないこと＝自分がいるからこれができる」というように思えるかどうか。自分の仕事を、胸を張って誇れると不適切な支援は起こらない

ということを理解しました。続いて、5つの虐待の種類についても確認し、「してはいけないこと＝不適切な支援」を具体的に学びました。また、利用者の方々に見られる“問題(とされる)行動”については、行動そのものだけでなく「なぜそうせざるを得ないのか」と考え、その原因を分析して、職員間でオープンな話し合いを行い、よりよい支援を心がけることが大切であることを理解しました。この「職員間でのオープンな話し合い」が重要で、さまざまなことを自分一人で抱え込まずに、他職員へ相談していくことで開かれた関係性が構築され、不適切な支援は起こりにくくなります。

グループワークでは、“よりよい支援者になるために”をテーマに、個人でエゴグラムをチェックし、それぞれのタイプ(CP・NP・A・FC・AC)において気をつけるべき点について意見を出し合ってまとめました。自分自身のタイプを把握することによって課題を確認することができ、支援の場面においても気をつけるべき点をふまえた上で取り組むことができるということで、それぞれが「自分の傾向と対策」について確認することができました。



2日目の最初の研修は、統括施設長による法人の理念や基本方針についてです。昨年11月に完成した「法人ハンドブック」を読み進めながら、あえて細かな解説はせずに、それぞれに理解を深めてもらいました。そのなかで、法人はライフステージごとの切れ目のない支援を目指すことを確認し、そのために職員は、ソーシャルワーカーとしての基本的なものの見方・考え方を身につけることが重要であるという話を伺いました。ほかにも「他人事」を「自分事」として捉える＝思いやることや、人が自然と寄ってくる「気のよい人」であることの大切さも学びました。



午後からは、就業規則について、リスクマネジメントにつ

いて、接遇・マナーについてそれぞれ担当より研修を行いました。

新任職員研修も2日目で、午後になると少し表情にも疲れが見えてきます。そこで接遇・マナー研修では、みんなで“スマイルエクササイズ”に取り組みました。支援者としてはもちろん、社会人として大切な「笑顔であいさつ」を実践する上では、重要なエクササイズです。すべての基本である“笑顔”が自然に出るように練習を行いました。



リハビリテーション部からは、各療法士の仕事について説明がありました。それぞれの専門職によるセッションやかかわりによって、利用者さんの表情が生き生きとして明るくなったり、生活がよりよくなる変化したり…。実際にセッションの様子の動画を見て、自助具に触れて、身体を動かして体験することで、法人における多職種の職員による支援の幅の広さが理解できました。

研修の最後は、セキュリティについてです。法人職員として、徹底した情報の管理について学びました。



2日間にわたり9つのプログラムを実施した新任職員研修でしたが、それぞれの職員がこれから現場でのOJTで学んでいく内容こそが、日々の力になっていくと思います。新しく覚えること、徐々に慣れていくことなかで、今回の研修で学んだことをときどき思い出し、日常業務や支援に取り込んでいく。そのような振り返りができれば、この研修が有意義な新任職員研修であったといえるのではないかと思います。

最後になりましたが…新任職員の皆さん、ようこそ陽気会へ！これから一緒に“明るく、楽しく、気持ちよく、力を合わせて”すべての利用者さんと職員の幸せな生活を目指していきましょう！
(編集委員会)

兵庫県の福祉現場における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスが猛威をふるい、私たちの生活をおびやかしています。施設利用者も一市民として自粛に努め、外出などの楽しみもなくなり、ストレスによって今後どのような影響があるのかは、はかり知れません。これは障害の有無に関係なく私たち国民に課せられた試練となっています。

千葉県で発生した障害者支援施設における集団感染は関係者に大きな衝撃を与えました。業界関係者の皆さまは我が事のように心を痛めたことでしょう。ひとたび集団感染が発生すると日常生活が根底から崩れてしまう恐怖を感じました。一般の方には理解しづらいところではありますが、重度の知的障害の方は医療以外の生活の支援が必要であり、平常でも入院を断られることがまだまだ多くあります。施設の入所者であれ、在宅の障害者であれ、障害特性に応じた支援が必要となります。

兵庫県でもこの事態を受け、障害者支援施設での集団感染発生の場合や、在宅で生活している障害者が家族の感染・入院により、一時的に在宅での生活が継続できなくなった場合の支援策について、私ども兵庫県知的障害者施設協会と兵庫県身体障害者施設協会の三者で検討を進めてきました。県と両協会が役割分担して取り組むスキームが完成し、それぞれが具体的な体制づくりを進めていきます。

また、神戸市については下記の兵庫県の枠組みをベースに、市としての支援策も検討していただいているところです。今後は市町ごとに地域の実状に合わせた支援策が形作られていくことでしょう。

障害者支援施設については、まず自施設で感染区域、非感染区域をゾーニング（区域分け）して対応していくことが基本となります。もしくは法人内の事業所を休業し、場面を確保するなどの工夫も必要となります。法人の規模により準備できないところもあります。そのような場合を想定し、緊急的に非感染者を退避させる施設を各地域で準備しておき、感染状況に応じ活用するという三段構えです。当然、施設では職員の感染により支援者が不足する状況となるため、「応援職員の派遣」が協会の大きな役割となります。そこに兵庫県が医療の派遣や財政的支援を行うという構成です。

在宅障害者については、協会の地区会ごとに各市町と地域の資源を活用しながら進めていくことになります。具体的には、自宅で居宅介護のサービスを受けながら生活することも可能ですが、むずかしい障害者の場合は、緊急的に保護できる場所を確保して、そこに応援職員を派遣し、家族が退院するまでの対応を行います。協会の会員施設でも受け入れ拠点の準備はしていますが、できるだけ市町ごとに行政の協力を得ながら確保していくことが望ましいと考えています。

このように緊急に対応する場面（施設）は各法人や行政が連携することにより確保することが可能ですし、費用については国の緊急対策予算を含め、行政からの補助が予定されています。応援職員の交通費や宿泊費も同様です。

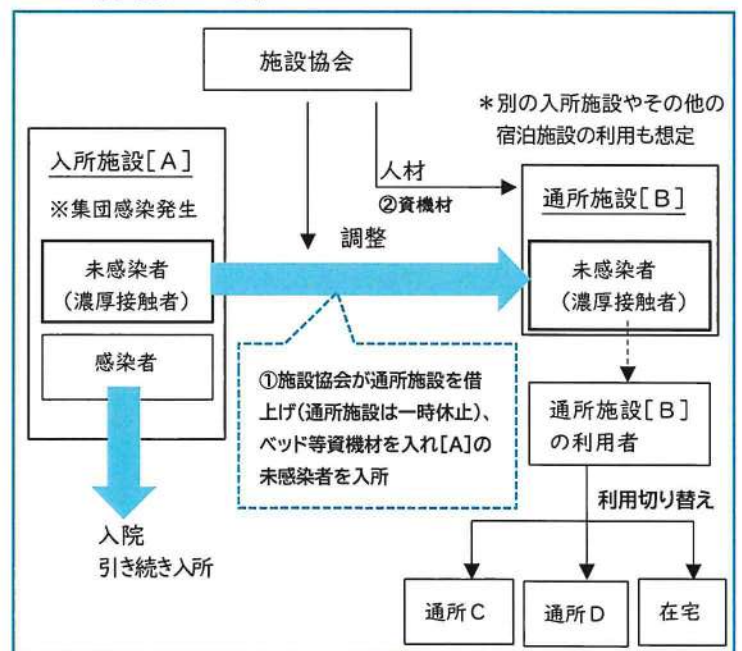
一番の課題はマンパワーです。今回の応援職員については基本的に非感染区域での活動となること、その間宿泊できる宿舎を用意しておくこと、応援終了後も自施設や地域に安心して受け入れてもらえるよう一定期間休養する宿泊施設を用意することなどの対策を講じていくこととなりますが、それでもやはりリスクがないわけではありません。今回、協会を通じ会員施設に協力を呼びかけます。より多くの応援職員が集まることにより、それぞれの負担を減らし、より安全・安心が確保しやすくなると期待しているところです。

現在、医療従事者の方々が最前線でコロナウイルスと闘っています。本当に頭の下がる思いです。障害のある方の場合、医療と福祉の一体的提供が必要となります。どちらか一方でも欠ければ成り立ちません。

この苦境を乗り越えるためには、兵庫県全体で協力し合っ取り組む必要があります。緊急事態宣言により、少しずつ新たな感染者数も減りつつあります。このまま収束していけばうれしい限りですが、今後第2、第3の波が訪れるかもしれません。ウイルスの変異や、新たなウイルスの出現も予想されます。私たちは今回の苦難、未来に訪れる災厄にも立ち向かえるセーフティーネットワークを協会の枠を超え、大きな枠組みで再構成していく必要があります。

この状況のなかで、改めてこの仕事の価値や重みを感じています。「命を守る医療」、「生活を守る福祉」、どちらも非常に大切な仕事ですが、生活を支える私たちの仕事は利用者の幸福感(観)を知ることにより、日々の支援の目標をつくることができます。いまは利用者の方々もご家族も普段と違う状況に強いストレスを感じ、職員もいつも通りに支援できないことに非常に強いストレスを感じています。しかし、25年前の阪神大震災のときもそうでしたが、このような事態にこそ私たち一人ひとりに「人としてのありさま」が問われているのだと思います。(兵庫県知的障害者施設協会副会長 古川 勝)

【事業イメージ】



ちょっといいですか？大西ですけど…

—コロナに負けるな—

◆数字に追われる毎日

数字に追われている毎日が続いています。連日の感染者数「兵庫県〇人・全国〇人」に一喜一憂し、人との接触「8割減」に驚愕し、週末の人出「三宮〇%」に驚嘆し、施設では、「検温〇度」に安堵し、逆に焦燥し、とにかく、未知の相手だけに、数字をもとに対策をたてていくしかないようです。数字そのものは、その対象の現状把握と今後の対応には欠かせない存在です。根拠のある場合や信憑性がある場合は、より重要な存在となっていきます。しかし、これらの数字の見方、捉え方が課題になっていきます。見る人によって、多いのか少ないのか、高いのか低いのか、が違ってくるのも事実です。今回も、緊急事態宣言の解除の判断が問題になりました。結局、最終的な判断は「人」に頼らざるを得ないことも明らかになりました。

一方、いくら対策をたててもそれを実行できる人、実行してくれる人がいないと、その対策は意味をなさないことも明らかになりました。当然のことですが、対策は実行されてこそ意味をもちます。マニュアル等も同じです。一見立派なマニュアルができたとしても、そのとおりに流れていかないとマニュアル自体が崩壊します。事前にできるだけ詳細に現状を把握しておくことや、できるだけ多くの情報を集めておくことが、有効なマニュアルには必要です。

対策にもマニュアルにも、「現実味・現実感」があるものかどうかを判断していくことが重要だと思います。そのような視点をもって、アベノマスク2枚・466億円、一人10万円支給・12兆円、相談基準37.5度・削除等といった数字の並んだ国の対策について見てみると、その是非も考えやすいのではないかと思います。

◆入口と出口の問題

また、コロナウイルス対策については、「入口と出口の問題」も考えさせられました。前段でも少し触れましたが、どうなればセンターに相談するのか、どうなれば休業や休校になるのか、どういう状態になれば自粛になるのか、未知のものが相手なだけに基準が不明確なまま判断が下ってきました。結果、感染を減少させたという成果は上がりました。が、入口が曖昧だと今度は出口を探すのに苦労します。緊急事態の解除、学校の再開、休業の解除等、どのタイミングで決行するのか、単に数字だけで判断するのか…結局最後は「人」の判断になりそうです。それにしてもこの未知の敵は、身体的ダメージに加えて精神的ダメージも与えますね。皆さまの無事を祈りながら、しばらくは日々、数字に追われていこうと思います。(大)



陽気会は「福祉ゾーン」としてのコミュニティの創造を目指します

陽気会は、1958年9月1日に知的障害児施設おかば学園を開所し、61年目を迎えています。

私たちは、これからも私たちの生活の舞台としての“コミュニティ”をより暮らしていきやすくなるよう“デザイン”し、陽気会を拠点とした「福祉ゾーン」の創造を目指して、皆さまと力を合わせて実践していきます。

ラボサポーター(協力会員)募集中です

施設・事業所サポーター 年間10,000円

個人サポーター 年間1,000円

陽気会のSNSが12月より
スタートしました！

Facebook Instagram Twitter
フォローよろしくお願いします

編集委員会：松端 克文(KCDラボ代表)
：朝日 満子(KCDラボマネージャー)
：河津 真美(KCDラボスタッフ)
：大西 博之(法人本部長)

〒651-1313

神戸市北区有野中町2-5-19

社会福祉法人陽気会

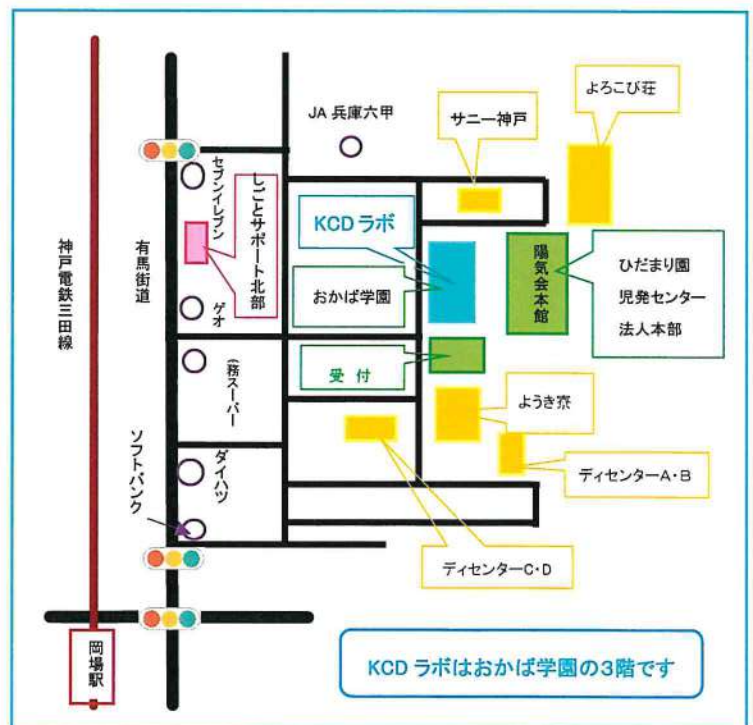
KOBE北・コミュニティデザインLab.

Tel: 078(981)7271

Fax: 078(981)0825

HP: <http://youkikai.or.jp/>

Email: kcdlab@youkikai.or.jp



KCD ラボはおかば学園の3階です